

平成27年第1回若狭町議会定例会会議録（第3号）

平成27年3月24日若狭町議会第1回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（15名）

1番	渡辺英朗君	2番	島津秀樹君
3番	辻岡正和君	4番	坂本豊君
5番	今井富雄君	6番	原田進男君
7番	北原武道君	8番	福谷洋君
9番	武田敏孝君	11番	清水利一君
12番	藤本勲君	13番	大塚季由君
14番	小堀信昭君	15番	小林和弘君
16番	松本孝雄君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 鳥居充 書記 北清水佳代

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森下裕	副町長	中村良隆
教育長	玉井喜廣	会計管理者	片山隆司
総務課長	田中秀明	政策推進課長	中村俊幸
税務住民課長	北野美喜雄	環境安全課長	深水滋
教育委員会事務局長	蓮本直樹	福祉課長	小堀勝弘
上中病院事務長心得	西川英之	健康課総括補佐	松村和浩
建設課長	谷口壽	水道課長	小山田勝昭
産業課長	小谷治和	パレオ文化課長	森川克己
観光交流課長	泉原功	歴史文化課長	永江寿夫

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議案第10号 若狭町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

- 日程第 3 議案第 1 1 号 若狭町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 1 2 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整備等に関する条例について
- 日程第 5 議案第 1 3 号 若狭町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 1 4 号 若狭町立保育所条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 1 5 号 若狭町児童館条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 1 6 号 若狭町母子家庭等医療費の助成に関する条例及び若狭町父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 1 7 号 若狭町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 1 8 号 若狭町まちづくり計画の変更について
- 日程第 1 1 議案第 1 9 号 小浜市と若狭町との廃棄物（可燃物）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について
- 日程第 1 2 議案第 2 0 号 小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について
- 日程第 1 3 議案第 2 1 号 平成 2 7 年度若狭町一般会計予算
- 日程第 1 4 議案第 2 2 号 平成 2 7 年度若狭町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 1 5 議案第 2 3 号 平成 2 7 年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 1 6 議案第 2 4 号 平成 2 7 年度若狭町直営診療所特別会計予算
- 日程第 1 7 議案第 2 5 号 平成 2 7 年度若狭町介護保険特別会計予算
- 日程第 1 8 議案第 2 6 号 平成 2 7 年度若狭町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 1 9 議案第 2 7 号 平成 2 7 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算
- 日程第 2 0 議案第 2 8 号 平成 2 7 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第 2 1 議案第 2 9 号 平成 2 7 年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第 2 2 議案第 3 0 号 平成 2 7 年度若狭町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 2 3 議案第 3 1 号 平成 2 7 年度若狭町営住宅等特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度若狭町土地開発事業特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度若狭町水道事業会計予算

- 日程第 2 6 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度若狭町工業用水道事業会計予算
- 日程第 2 7 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計予算
- 日程第 2 8 議案第 3 6 号 岬保育所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 9 議案第 3 7 号 若狭町若狭テクノパークの指定管理者の指定について
- 日程第 3 0 議案第 3 8 号 字の区域の変更について
- 日程第 3 1 議案第 3 9 号 町道路線の認定について
- 日程第 3 2 議案第 4 0 号 町道路線の変更について
- 日程第 3 3 議案第 4 1 号 町道路線の廃止について
- 日程第 3 4 議案第 4 2 号 財産の処分について
- 日程第 3 5 請願第 1 号 米価対策に関して政府に意見書提出を求める請願
- 日程第 3 6 請願第 2 号 T P P 交渉に関する請願
- 日程第 3 7 請願第 3 号 「避難計画の実効性が確保されるまで原発の再稼働をおこなわないこと」の意見書を政府に対して提出することを求める請願
- 日程第 3 8 発委第 1 号 若狭町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 9 発委第 2 号 介護保険制度の安定化を求める意見書について
- 日程第 4 0 発議第 1 号 舞鶴若狭自動車道の 4 車線化に関する意見書について
- 日程第 4 1 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 2 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 3 議員の派遣について

(午前 11 時 19 分 開会)

○議長 (福谷 洋君)

ただいまの出席議員数は 15 名です。

定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い、議事に入ります。

～日程第 1 会議録署名議員の指名について～

○議長 (福谷 洋君)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、14 番、小堀信昭君、15 番、小林和弘君を指名します。

～日程第 2 議案第 10 号から日程第 37 請願第 3 号～

○議長 (福谷 洋君)

日程第 2、議案第 10 号「若狭町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」から日程第 37、請願第 3 号「「避難計画の実効性が確保されるまで原発の再稼働をおこなわないこと」の意見書を政府に対して提出することを求める請願」までの 36 議案を一括議題とします。

この 36 議案については、去る 3 月 4 日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。

その審査報告書が提出されました。

各常任委員会委員長から審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会委員長、原田進男君。

○総務産業建設常任委員会委員長 (原田進男君)

総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

去る 3 月 4 日、平成 27 年第 1 回若狭町議会定例会において、委員会に審査を付託されました案件は、議案第 13 号、議案第 18 号から議案第 20 号及び議案第 38 号から議案第 42 号並びに請願第 1 号から請願第 3 号であります。

3 月 5 日 9 時より、付託議案審査のため、委員全員の出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、片山会計管理者、田中総務課長、ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、議案第 13 号「若狭町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につい

て」は、人事院規則の一部改正に伴い、条例の改正が必要となるため、議会の議決を必要とするものです。

審査の過程における主な質疑事項を申し上げます。

問、申請した場合、全員がOKではなく、実態を見ながら実施していくということか。

答、任命権者に対して請求をして、その請求内容を十分吟味させていただいて、内容によっては、学校当局の証明書を添付してもらい、承認するかどうかを判断する。

問、企業でも15年ほど前から実施している。その中で問題になったのは、時間が来ても帰れなく、残業の居残りが問題になった。終業時間を管理するように。

答、制度導入にあたり、職員にも十分周知する。周りの職員にも協力を求めるように検討していく。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号「若狭町まちづくり計画の変更について」は、若狭町まちづくり計画（新町建設計画）の期間を延長し、継続が必要な重点施策を進め、地域の発展と住民福祉の向上を図る必要があるので、議会の議決を必要とするものです。

審査の過程における主な質疑事項を申し上げます。

問、平成25年度に130億円ぐらいの歳入があったのが平成31年度には30億円ぐらいに減る。この差ができる一番の大きい内容は何か。

答、平成25年度は災害等があった。また、国のほうで元気交付金等の交付金が多くあった。国の関係で大きく変わってくる。国の政権の内容によって変動していく。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号「小浜市と若狭町との廃棄物（可燃物）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について」は、地方自治法第252条の14第2項の規定に基づき、小浜市と若狭町との廃棄物（可燃物）の処理に関する事務の事務委託に関する規約に定める委託期間を変更したいので、議会の議決を必要とするものです。

審査の過程における主な質疑事項を申し上げます。

問、可燃物の処理については、以前は名田庄村も一緒にやっていたが、これ以降はどうなるのか。

答、以前は名田庄村も入っていたが、合併後は、おおい町、小浜市、若狭町との規約の取り決めになった。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべき

ものと決しました。

次に、議案第20号「小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について」は、地方自治法第252条の14第2項の規定に基づき、小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約に定める委託期間を変更したいので、議会の議決を必要とするものです。

審査の過程における主な質疑事項を申し上げます。

問、議案第19号と同じ地域か。

答、おおい町は下水のほうに投入する施設を独自で作っているの、若狭町と小浜市との規約の取り決めとなっている。

問、名田庄はおおい町に入ってしまったのか。

答、はい。

問、し尿は少なくなってくると思うが、10年は続くのか。

答、徐々に減ってきている。浄化槽等の関係がある限り続くと思う。処理方法は下水のほうに投入していく。

問、おおい町と高浜町とは一つか。

答、それぞれの町で処理場を持っていて、処理をして下水のほうに投入する。おおい町、高浜町は独自で施設を持って処理をしている。

問、施設で処理をして下水へ流せるのか。

答、はい。

問、小浜市が計画をしているということは、旧上中町も乗ろうとしているのか。

答、小浜市のほうに一緒にやっていただくようお願いをしている。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号「字の区域の変更について」は、上瀬住宅整備が完了し、行政区が上瀬区に決定したことから、団地内の字区域を変更したいので、議会の議決を必要とするものです。

審査の過程における主な質疑事項を申し上げます。

問、上瀬団地は、現在2、3軒建っているが、その後の予定はどうか。

答、現在、契約を結んでいるのは5軒であり、あと2、3軒は着工予定である。問い合わせはあるが、もう一步踏み切れないようである。春にもう一度分譲フェアをする予定。朝霧がその後、1軒売れた。今のところ8軒売れている。

問、分譲が売れない場合の後の考え方は。

答、最初から5年ぐらいの目標を立てている。上瀬町営住宅は10年で出ていかなければならないので、その受け皿として作らせていただいた。余り売れないようだ、民間の方にも手数料を払えば売っていただける。もう1年待つて活用させていただく。敦賀の不動産会社にお問い合わせすると、敦賀からも売れてくるかもしれないが、もう1年待つて頑張ろうと思っている。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号「町道路線の認定について」は、町道路線の認定に伴い、議会の議決を必要とするものです。

特筆すべき質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号「町道路線の変更について」は、町道路線の変更に伴い、議会の議決を必要とするものです。

審査の過程における主な質疑事項を申し上げます。

問、赤字の点線のところの道路は道があるのではないか。どうなっているのか。

答、官地としては残っているが、道路としては認定されていない。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号「町道路線の廃止について」は、町道路線の廃止に伴い、議会の議決を必要とするものです。

審査の過程における主な質疑事項を申し上げます。

問、議案第40号の小川地係の路線は変更しただけで、廃止しなくていいのか。

答、起終点としての区域を示すものであり、起終点の変更により、その部分は特に廃止する必要はない。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号「財産の処分について」は、上中町農村婦人の家用地を井ノ口区に移管したいので、議会の議決を必要とするものです。

審査の過程における主な質疑事項を申し上げます。

問、集落センターの玄関口はどこか。

答、集落センターは、土地詳細図の①と④が玄関口になっている。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべき

ものと決しました。

次に、請願第1号「米価対策に関して政府に意見書提出を求める請願について」は、討論では、タイトルについては言うことはないが、ただ、内容からすると、1地域の例えば区などで提出するのであればわかるが、福井県農民運動連合会というのは農家が頼るような組織だと思う。そういう大きな組織が内閣総理大臣に提出するのであれば、例えば、公助だけでなく共助・自助、要は我々はこのようなことをする、このようなことに取り組む、しかし、足りない部分については内閣総理大臣にお願いするといったような内容を打ち出すべきである。そういうことからして、内容が余りにも貧弱過ぎる、自分のことしか考えていないような感じがするので、もしこれを意見書として提出するのであれば、公助・自助・共助までを含めた形で提出すべきではないか、もっと強いものになると思う。そのような意味で、内容は物足りないと思う。もっと踏み込んだ内容でないと、意見書を出すだけになってしまうので反対である。

討論は終わり、採決の結果、委員全員をもって、原案不採択すべきものと決しました。

次に、請願第2号「TPP交渉に関する請願について」

問、この請願は、（意見書）を一度出している。交渉から撤退することではなく、平成25年、26年3月「TPP交渉並びに米政策に関する意見書」を発委で若狭町から（意見書を）提出している。今回、交渉から撤退すると、確かに交渉の内容は見えてこないと思うが、なぜ見えてこないのに請願を出すのか。ちょっと聞いたようなことをピックアップして守れない場合は、交渉から撤退せよというのは無責任な感じがする。今回、この請願を出してきた意図は何か。どう考えているのか、聞かせてほしい。

答、なぜ、今出すのかということだが、TPP交渉については、何年にもわたり続いている。状況は変わっていくので、その都度要望していくということは当然のこと。請願を何度も出すということは、仮に文面が同じでも、会期が違えば、前回は否決されたが同じものが出てくることはあり得る。文面が違えば、同じテーマのことが出るのは当然のこと。答弁になっていないかもしれないが、お答えということにする。

問、この時期になると企業の春闘があるが、労働組合1万円要求して、1万円そのまま出るところもあるが、ほとんどは出ない。その内容によってはストライキをするということもある。結果的には、妥協点を見つけられるわけなので、100%認められなかったら撤退というのは、余りにも極論過ぎ、実態にそぐわない気がする。本当に世界に対して通用するのか、そのあたりはどうか。

答、交渉なので、お互いにどのように妥協点を見出していくかどうかということ。ただ、交渉は決裂する場合もある。交渉して協定を結んでしまったら、TPPは脱退でき

ない。今の時点ではテーブルから出るということ是可以する。テーブルに着けば、どんどん譲歩して、こうなるということは予測された。そのような恐れがあった。いや、5品目は守るから、テーブルに着かせてほしいということでテーブルに着いた。そういう経過があると思う。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員をもって、原案不採択すべきものと決しました。

次に、請願第3号「「避難計画の実効性が確保されるまで原発の再稼働をおこなわないこと」の意見書を政府に対して提出することを求める請願について」は、質疑はなく、討論では、請願の文面をよく見ると、避難計画の実効性が確保されるとあるが、この「確保」というのは、どのようなことまでを指すのか、具体的にわからない。例えば、福井県の場合は、若狭町が県外、兵庫県、西脇市等の具体的なマップを作成している。しかし、実効性となるとどうなるのかわからない。事故が起こるまで何もできないと思う。実効性とはどこまでを指しているのかわからない。実効性というのは、実験をしてみないとわからない。実効性の確保というのは、ほぼ不可能なこと。避難計画の実効性と表現されているが、曖昧な言葉である。実効性というのは、実際の効力、効果を及ぼすことのできるもの。これを実効性という抽象的な言葉である。基準はどこにあるのかということが問われてくる。この表現については、私も曖昧だと思う。

討論は終わり、採決の結果、委員全員をもって、原案不採択すべきものと決しました。

以上をもって、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（福谷 洋君）

教育厚生常任委員会委員長、辻岡正和君。

○教育厚生常任委員会委員長（辻岡正和君）

それでは、教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る3月4日の本会議において、当委員会に審査を付託された案件は、条例の制定など議案9件であります。

3月6日午前9時より、委員会を開催し、委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、玉井教育長、田中総務課長ほか関係課長の出席を求め、慎重に審議いたしました。

まず、議案第10号「若狭町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」であります。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を制定するものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、この条例で、若狭町として改善される具体的例はあるのか。

答、5人の教育委員がおられるが、その中で1人が教育委員長、1人が教育長になられているが、一本化されて新しく委員長と教育長を兼ねて新教育長が生まれ、これについては、現教育長の任期終了時に新たにこの制度が発足する。そして、総合教育会議に今まで首長が教育委員会の中に入ることはなかったが、今後は首長も会議の中に入り、連携を深めながら教育政策を進めるという形に変わっていく。

問、制度改正をすることにより、責任が教育委員会、教育長、首長にのせられるという判断でいいのか。

答、はい。

問、新しい教育委員会の制度で、町長も入り、総合教育会議というのが設置され、教育に対する方針等を出していくということは、それだけ教育長にも責任があると思うし、教育長の仕事がやり易くなるのか。

答、教育方針を決定していく過程において、首長の意見もいただくということで、やり易くなるということではない。

問、新制度では、教育長の任期は3年だが、今までは何年だったのか。

答、任期4年です。

問、新制度で3年ということは、町長の任期と1年ずれてくるのではないかと思うが、どうか。

答、同時に交代することがなく、ずれるように改正されている。

問、この条例制定による町長の方針があれば伺いたい。

答、このような町づくりをしたいということ子ども達に伝える必要があると思う。教育長は議会の同意を得て任命することになるので、なお精通した人づくりができると思う。責任分野においては大変な重みを背負うのは確かで、責任を十分に果たせるよう進んでいきたい。

質疑が終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

議案第11号「若狭町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について」であります。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を制定するものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、勤務時間が一般職の例によるということか。

答、従来も条例で定めていたが、今回は教育長が特別職であるという位置づけのため、

新たに条例を設けた。

質疑が終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

続いて、議案第12号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整備等に関する条例について」であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を制定するものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

議案第14号「若狭町立保育所条例の一部改正について」であります。これは、子ども・子育て支援法の施行に伴い、へき地保育所が家庭的保育事業等施設に移行することによる当該施設の定義と町立保育所の使用料の徴収根拠を定める必要があるため、条例の一部改正するものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、保育料が利用者負担に名目が変更になったが、内容に変更はないのか。

答、保護者の方自体は、実質保育料が利用者負担ということで、使用料という形に変更になるだけで、何ら変わるものではない。

問、改正後、保護者に対する給付費（国庫補助等）の対象となる額というのは数字的に変化がないのか。それと町負担の部分も数字的に変化がないのか。

答、算定のところが変わるが、ほぼ同額と考えればよいと思う。

問、ほぼ変わらないということだが、事務の負担が増えるのではないか。

答、町立保育所の場合は交付税として納付されるので、事務の業務量は変わらない。

質疑が終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

続いて、議案第15号「若狭町児童館条例の一部改正について」であります。これは、三方児童館老朽化のため、撤去することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、児童館は国の法律か何かで必ず設置しなければならない施設なのか。

答、児童館は児童福祉法に設定されている児童厚生施設の一つで、児童福祉施設ということで、町ごとに設置しなければならないというものではない。

問、パレアのキッズルームは児童館としている理由はあるのか。

答、パレアの部分については、子育て支援センターの業務を児童館の業務として行っているということで、県に報告しているためです。

問、児童館がなくなっていくと、子どもたちが遊ぶ環境とか、危ない面もあつたりするので、子どもたちの目線、子育て世代の視点に立った施設の運営ということで、子どもの遊ぶ場所を町は今後どのように考えているのか。

答、若狭町として、子育て世代を対象として、「子育て支援センター」が町内3カ所のパレア、三方保健センター、梅の里保育園で支援センターがあり、他に小学校へ上がると学童放課後児童クラブがあり、充実した対応をさせていただいている。

質疑が終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

議案第16号「若狭町母子家庭等医療費の助成に関する条例及び若狭町父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」であります。これは、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施設を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、法の整備ができる間の一部改正ということか。

答、関係する法律の整備に関しては、そのような考え方になる。ただ、今回の条例の改正趣旨は、児童福祉法が変更になったことにより条例を改正することです。

質疑が終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

議案第17号「若狭町介護保険条例の一部改正について」であります。これは、介護保険料の見直しに伴い、条例の一部を改正するものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、自治体独自の減免制度はどのようなものがあるか。

答、介護保険制度の中では、月々の自己負担が高額になった場合、自己負担額の上限を超える分についてはお返しをしている。特別養護老人ホームに関しては、居住費と食費について、所得が少ない方について減免をしている。

問、国で定めた減免以外の自治体独自の減免を実施していくつもりはあるか。

答、町独自の減免制度はないが、生活援助、食事のサービス、在宅での紙おむつの支給などの援助をしているのが現状で、今後勉強させていただきたい。

問、介護保険料の見直しを3年間ではなく、財政が厳しくなったとき、1年か2年で

の見直しの検討が必要ではないか。

答、毎年の決算状況を把握し、上げようとする9カ月ぐらい前からの段取りが必要であり、間に合わないが、今後検討する。

問、介護保険事業により、家族で介護することが減り、介護ビジネス産業が生まれて、大きな産業となり、保険料が上がってきたが、保険給付費が平成21年度から平成24年度まで多く上がり、平成24年度では前年の1億円以上給付費が増えている。この原因はデイサービスが3カ所ほど増えたためか。そして、平成24年度にこれだけ上がったときに保険料を見直すべきではなかったかと思うが、どう思われるか。

答、デイサービスについては、平成24年度に開所したのが2施設で、平成25年度からは1施設が開所した。第5期のときにもう少し伸びるような形で対応をしておく必要があったと思う。

問、以前、国保税が上がったときに、一回も国保の保険を使わなかったなら、何か商品券などお返ししてあげてはと提案した。今回も介護保険を利用されていない方に、例えばきららの湯のチケット等を病気予防の意味で渡せないか。

答、現在のところは考えていないが、施策的に考えるのなら、介護保険会計とは別のところで考えていくべきと思う。入浴券などは地域支援事業での対応は可能であると思う。この内容についての意見は真摯に受けとめさせていただき、今後の課題とする。

問、保険料が年金から引かれているので生活ができなくなる。3段階からは非常に生活が苦しい。全国の町村長会で国の施策を真剣に考えていただくようお願いしてほしい。

答、3月の終わりに17市町村の首長会議が開催されるので、提案させてもらうことを約束する。

問、地方は都会と違い老人が多くなってくるので、地方創生などの補助金を自由に使えないのか。

答、交付金はある程度メニューが決まっているので、介護保険制度の中では無理だが、健康対策をどうするのかは地方創生として認められると思う。特色を持つ事業として十分考えさせていただく。

質疑が終わり、討論はなく、採決の結果、委員賛成多数をもって、原案可決すべきものと決しました。

議案第36号「岬保育所の指定管理者の指定について」であります。これは、地方自治法第244条の2第6項及び若狭町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第3条の規定により、指定管理者を指定するものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、5年間の指定管理をされるが、子どもの推移はどうか。

答、現在10名で、1名生まれたため、合計11名で横ばいの状況である。

質疑が終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

議案第37号「若狭町若狭テクノパークの指定管理者の指定について」であります。これは、地方自治法第244条の2第6項及び若狭町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第3条の規定により、指定管理者を指定するものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、使用料はどこに入っているのか。

答、指定管理なので、利用料は町に入っている。

質疑が終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

なお、3月12日、教育厚生常任委員会を開催し、介護保険制度の安定化を求める意見書を関係機関に提出する件につき、議論を重ね、委員全員の賛成をもち、発委として議会に提出いたしますので、各議員の御理解と御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（福谷 洋君）

暫時休憩いたします。

（午前11時59分 休憩）

（午後 0時50分 再開）

○議長（福谷 洋君）

再開いたします。

予算決算常任委員会委員長、今井富雄君。

○予算決算常任委員会委員長（今井富雄君）

予算決算常任委員会の平成27年度予算審査報告をいたします。

去る3月4日、平成27年第1回若狭町議会定例会において、予算決算常任委員会に付託されました議案は、議案第21号「平成27年度若狭町一般会計予算」から議案第35号「平成27年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計予算」までの15議案であります。

これら15件の議案審議のため、3月13日及び3月16日の2日間、委員全員の出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、玉井教育長、片山会計管理者、田中総務課長ほか関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

まず、議案第21号「平成27年度若狭町一般会計予算」では、歳入歳出予算の総額を99億5,386万円とし、前年度比較では1億8,266万2,000円、率にして1.8%の減少となっております。

予算内容で、まず、歳入では、町税の総額は、17億4,318万6,000円で前年度とほぼ横ばい。地方交付税は、40億2,300万円と前年度に比べ2.4%の減少。国庫支出金は、6億6,243万3,000円と21.3%の減少。県支出金は、12億6,517万9,000円と21.1%の増加。繰入金は、4億5,804万5,000円で29.4%の減少。町債は、7億3,070万円と22.3%の増加等となっております。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

まず、総務費では、総額15億3,117万5,000円で前年度に比べ13.5%の増加となっておりますが、これは、若狭瓜割エコビレッジ推進事業に1億2,164万1,000円、三方駅改修事業に3,000万円、地域資源活用推進人材育成事業として、三十三公民館建設に1億4,117万5,000円、防災行政無線整備事業に1,773万5,000円、その他施設管理事業等の増加などによるものであります。

民生費では、後期高齢者医療事業に1億8,312万4,000円、障害者介護給付事業に2億944万2,000円、また、児童手当事業に2億3,364万8,000円、子ども医療費助成事業に4,720万9,000円、訓練等給付費事業に1億4,000万円など、総額23億412万9,000円ですが、給付事業等の減少により、昨年度比2.4%の減少となっております。

衛生費では、清掃総務費の負担金の増額や公立小浜病院組合負担金の増額で11億4,860万8,000円となり、7.4%の増加になります。

農林水産業費では、多面的機能支払交付金事業で1億805万4,000円、園芸産地総合支援事業に1億7,624万4,000円、有害鳥獣対策事業と嶺南地域有害鳥獣処理施設運営管理事業に7,286万6,000円などで11億2,026万7,000円となり、12.7%の増加となっております。

商工費では、三方五湖・常神半島を対象にした観光まちなみ魅力アップ事業に6,580万円、道の駅管理運営事業に1,151万4,000円、その他、若狭・三方ツーデーマーチなどのイベント事業を含め、総計2億4,710万9,000円ですが、30%の減少となっております。

土木費では、三方パーキングエリアスマートインター整備事業に1億9,992万5,

000円、道路改築事業では町道3カ所に1億880万円、急傾斜地崩壊対策事業に1,460万円など、総計9億3,860万1,000円となっていますが、事業の計画完了による国庫補助事業費の減少等により、28%の減少となっております。

消防費では、3億8,508万5,000円で、各消防組合への負担金の減少により、4.6%の減少となっております。

教育費では、パレア若狭運営事業に3,781万6,000円、熊川保存整備事業の熊川宿民家修理に2,800万円、小学校・中学校教育振興事業に5,922万2,000円、地区公民館活動事業に3,965万8,000円、また野外運動施設管理事業に1,588万7,000円など、総計7億5,828万2,000円ですが、0.6%の減少となっております。

公債費では、13億8,632万1,000円となり、2.6%の増、平成27年度末一般会計における地方債残高は123億1,376万3,000円となる見込みであります。

以上が一般会計予算の概要であります。

それでは、一般会計予算審査の過程における主な質疑を申し上げます。

総務課関連では、

問、施設管理事業で、地方公会計の導入のため、町の固定資産台帳を整備するとあるが、膨大な量の資産の確定をどのような方法で誰が行うのか。

答、専門のコンサルタントに委託するとともに、町職員でも建設課、総務課を中心にプロジェクトを作り、町の資産の洗い出しを行わなければならない。

問、平成30年から新公会計で複式簿記を採用するとのことであるが、町の職員が理解するには時間がかかり、職員での対応は困難である。公認の会計士や税理士を顧問としてお願いするなど、違法性のないように慎重に対応していただきたいことと、職員の教育計画も立案してほしい。

答、総務省でも平成29年度から徐々に研修会を開くと聞いている。県内では、福井市が一部取り入れているとのことなので、参考にしながら進めていく。

政策推進課関連では、

問、三方駅の観光協会事務所跡に障害者就労の場として社会福祉協議会がカフェ厨房を設けるとされるが、パレア若狭のようなパンや軽食を提供する形態になるのか。

答、パレア若狭と似てはいるが、三方駅の場合は、例えばうどんを作って提供する形態になる。

問、三方駅の利用で、Cネットからの参入希望があった場合は、社協が応じることも

あり得るのか。

答、今回の三方駅の管理は社協なので、Cネットは絡まない。社協で運営していただく。

問、三方駅では、以前に三方区が1,000万円を出資して食堂などを設けたが、結果的にはうまく運営ができず、取り壊して事務所にした経緯がある。今回、カフェなど三方区も参入して事業として展開していくようだが、当時、協同組合を設立したことによる法人税の支払いで三方区ともめたことがあったので、過去のことも十分配慮しなければならない。

答、今のところ、社協が中心となり協議会を進めていただくが、御意見を参考に慎重に進める。

問、若狭瓜割エコビレッジに26区画を計画しているが、政策推進課では、次世代定住事業として空き家利用を推進している。また上瀬団地にも区画が残っている。一方、町の現状は財政面の評判が良くなく、観光を前面に売り出しても敬遠される方も出てくる。そのためにも財政のことも考えて検討してはどうか。

答、子育て環境に良いのは間違いない。今の指摘も含めて検討していく。

問、若狭瓜割エコビレッジに関して、当時の上瀬団地の造成計画に対し、必要以上の計画ではないかとの議会の主な意見であったが、町長は、当時先行投資であると答弁された。今回のエコビレッジは地方債を使わないのならいいが、借金に対する金利が発生するのだから、よく考えて事業をしなければならないと考える。

答、今、次世代定住促進という面でも受け皿が必要かと思う。エコビレッジについては、昨年と今年に瓜割の水を汲みに来られている人、1,300人に対し、アンケートを行った結果、住みたいと思われている方が100人おられた。今年、住所を記入していただき、資料を送付させていただいた方が約50人おられた。上瀬は上瀬住宅の方の受け皿であるが、エコビレッジは、町内の方はもちろん、これから新たに若狭町に住んでいただける人の受け皿に思っている。申込み状況など、随時報告しながら進めていく。

問、若狭瓜割エコビレッジの建物設計はエコ住宅にしなければならないのか。

答、今後、地元建築業者やハウスメーカーなどで部会を開いて協議していくが、余り規制をかけると売れないので、バランスを考えていきたい。

問、瓜割の谷について、県の土石流ハザードマップによると、天徳寺会館のあたりまで赤色ラインであったと思うが、このことは議論されているのか。

答、今の天徳寺会館は、災害があった場合には利用できないと聞いているので、その

ことも考慮しながら進めていく。

問、エコビレッジ用地の売払単価が1坪9万1,400円となっているが、下水道付きとは言っても、周囲の現況からして高いと思われる。努力をして、価格を抑えていただきたい。

答、補助事業が絡んでおり、補助金のこともあるので、普通の予算で計上しているが、入札すると上瀬団地のように低くなると思う。6月から7月頃に入札があり、工事費も決まるので、そのときに再度相談させていただく。

環境安全課関連では、

問、海岸漂流物回収処理事業の対象とされている町管理海岸5カ所と県管理海岸2カ所とはどこの場所か。

答、町管理海岸とは、港のある海岸で、常神、神子、小川、塩坂越、世久見、県管理海岸は、遊子と食見である。

問、漂流物回収事業は、210万円の予算で実施できるのか。

答、1海岸30万円で、収集は地元の方の協力をいただき、回収処理はシルバー人材センターに委託することで、今年もこの予算で実施しようとしている。

問、エコクル美方が13年経過し、修繕等を必要とするということだが、どのような修繕なのか。

答、ガス化溶融施設は、破碎機の劣化のために新規に買いかえる。汚泥乾燥器、汚泥乾燥送風機、集塵装置も新品に交換。溶融炉等の耐火材等の部分補修。空気予熱機、白煙防止用の空気加熱機なども部分更新の計画になっており、今後5年間で実施する。

問、斎場管理運営事業で社協に支払われている分は幾らなのか。

答、火葬業務委託料として1,096万円、霊柩車運転業務委託料として129万6,000円である。

問、エコクル美方の改修費が約3億円計上されているが、15年経過した後、どのぐらいの期間使うのか。

答、あと7年間の使用を目安として、改修を想定している。

要望、エコクル美方の改修で、白煙防止用の空気加熱機も計画に挙げられているが、白煙は水蒸気で何の被害もないのに、そこまで加熱する必要があるのか。白煙よりも廃熱を利用し、有効活用できる設備にしたほうがよいのではということをも美浜三方環境衛生組合に伝えてほしい。

答、わかりました。

観光交流課関連では、

問、観光まちなみ魅力アップ事業で、常神半島に桜の木を植栽するとあるが、鹿の害に対し、どのように対処するのか。

答、ある程度年数の経った木を植え、なおかつ囲いをして守っていく。

問、船小屋のライトアップは試験的な実施と聞いているが、これから夏場になると多くの虫で覆われるので注意してほしい。

答、試験の期間は3月22日の道の駅オープンまでで、それ以降は改めて考える。

問、道の駅清掃管理委託料について、場所ごとの委託料は。

答、道の駅「熊川宿」については年間180万円、道の駅「三方五湖」については年間150万円である。

建設課関連では、

問、多面的機能支払交付金事業で1億800万円が計上されており、以前の農地・水の保全管理費用交付金を26年度と同じ1,800万円と仮定すると、今回の施設の長寿命化には約9,000万円の予算を計上したことになるが、対象の箇所は既に決まっているのか。

答、今までは、1階部分として各集落での対応部分であったが、さらに2階部分として土地改良施設の水道、用排水の施設の整備を行うことになるが、この部分については、現在、各土地改良区で必要な整備計画を立てていただくところである。

問、多面的機能支払交付金事業の中で、若狭町一帯を広域化するための協議会運営の事務費として8%の負担を各土地改良区に求めるようであるが、土地改良連合会に任せたいほうが安くすむのではという話を聞くが、いかがなものか。

答、事業の推進によっては、負担いただいた部分が余ってくることも考えられるが、その場合は各団体に配分することを考えている。今回の対象面積が1,500ヘクタールほどとなり、これを連合会に委託した場合、8%では足りないと考えるので、広域組織の中で対応していきたい。

問、河内川ダムの建設に際し、計画提示当時では周辺整備の約束がなされたが、27年度の予算では河内川ダムの周辺整備は計画されていない。完成まであと4年ほどだが、今後の行動計画に明記していただけるのか。

答、すぐには予算化できないが、平成27年から県と協議し、国の予算を確保しながら、平成28年度では設計等の計上、平成29年、30年で取りかかれるように進めており、このことについては、河内区・熊川地域づくり協議会事務局に報告している。

教育委員会関連では、

問、放課後児童健全育成事業の対象が1年生から4年生までとなっているが、若狭町

では6年生まで対応できるという規則などはなかったか。

答、法改正により、平成27年4月1日より6年生までの受け入れとなっているが、昨年11月28日の放課後児童育成運営委員会では、今のところ4年生までの受け入れとし、将来に向けて6年生までの受け入れを検討することになっている。

問、今回、5、6年生の希望があっても受け入れができないのか。

答、従来から障害のある児童に関しては受け入れており、今後も受け入れる。

問、放課後児童健全育成事業の対象児童は、国では6年生までとなっているが、町では実施しなくてもよいのか。

答、すぐの実施ではなく、今後に向けて6年生の受け入れ検討を求められている。

問、地域資源活用推進人材育成事業の建築面積積算資料内の建築年度で見ると、今回建てかえ対象となっている三十三公民館よりも他の公民館のほうが古いと思われるが、これは扱い方が悪かったのか、建築工法が悪かったのか、どのように考えているのか。

答、一番古いのは昭和39年の三宅公民館であり、三十三公民館はそれ以後の建築であるが、結果的には雨漏りなどで老朽化が激しく、建てかえが必要になった。

問、地区公民館活動事業費3,965万8,000円の中には、明倫地区と岬地区の予算が計上されていないようである。以前より訴えているが、約300世帯ある明倫地区の活動費がなぜ0なのか。

答、明倫地区の地域づくり協議会は三方公民館内にあることから、三方公民館の事業費で賄えると判断していたが、今後に向けて協議させていただく。

問、前向きな答弁なので、了解するが、補正予算などで対応していただけることを期待する。

答、わかりました。

問、国際交流事業で、オーストラリア研修に対する個人負担金を一旦基金に入れるのか。

答、研修生に対して負担金をもらうということではなく、例えば、一般の研修生の場合は、個人に係る事業費の40%を町が国際交流基金の中から補助するというものである。この基金は、元竹下首相が設けられた「ふるさと創生」基金をもとに、旧上中、旧三方の分を合わせて国際交流基金としたものである。

健康課関連では、

問、不妊治療費助成事業に関して、町内には不妊治療を要する方が多くおられる。財源が厳しいが、今年度予算額の110万円を増額する考えはないのか。

答、治療費は、多い方で80万円ぐらいかかるが、その分の20万円を助成している。

助成に関して健康課内でも話し合ったが、財政的には20万円が限度である。今後、現状調査をしながら対応する。

福祉課関連では、

問、敬老会事業で、昨年度予算書では75歳以上3,014名の対象者と明記されていたが、今年は65歳以上を対象にするとして200万円の上積みをしたと認識していいのか。

答、今回は、昨年までの委託ではなく、交付金事業になったので、年齢制限は設けないという考えだが、配分するにはある程度の目安が必要なので、65歳のところで人数の配分を決めた。

問、母子家庭の補助として、医療費補助は充実はしていると思うが、借家に住んでおられる母子への家賃補助がない。子供が小さい母子家庭への今後の助成の考えは。

答、初めて聞いた状況なので、今後、実態等を調べる。

問、子ども医療費助成事業に関して、窓口無料化に対する要望が全国的に進んでいるが、窓口無料化により国保の交付金がカットされることから、なかなか前進しない。若狭町でも200万円の交付金が減るというペナルティーがある。今度の県議会では、窓口無料化の請願が採択され、若狭町議会としても、意見書はあげないが、無料化をお願いしたいと決議した。町長としても県への要望項目に入れていただきたい。

答、国も前向きな検討をしているが、首長同士、横の連携をとり、知事に申し上げるので、議員の皆さんもいろいろなところに発信をしてほしい。

以上、審査の結果、討論はなく、委員多数の賛成をもって、議案第21号「平成27年度若狭町一般会計予算」は可決すべきものと決しました。

次に、特別会計予算及び企業会計予算の主な内容について申し上げます。

まず、議案第22号「平成27年度若狭町国民健康保険特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を20億5,070万3,000円とするもので、歳出の主なものは、保険給付費で12億9,658万3,000円、後期高齢者支援金等で2億1,279万6,000円、共同事業拠出金で3億9,610万9,000円が計上されています。財源となる歳入では、国民健康保険税で3億7,768万9,000円、国庫支出金で3億4,263万8,000円、前期高齢者交付金で5億5,533万2,000円、共同事業交付金で3億8,219万円、一般会計からの繰入金1億6,122万3,000円などで収支の均衡が図られています。

次に、議案第23号「平成27年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」では、歳入歳出予算の総額を1億6,425万9,000円とするもので、歳出の主なものは、後期

高齢者医療広域連合納付金1億6,266万1,000円及び保険料徴収に係る費用で、これらの財源としまして、保険料1億1,759万9,000円及び一般会計繰入金などを計上して収支の均衡が図られています。

議案第24号「平成27年度若狭町直営診療所特別会計予算」では、歳入歳出予算の総額を8,494万円とするもので、三方診療所分で8,182万円、巡回診療所分で312万円を計上しております。医業費等の歳出に対し、歳入で診療収入や一般会計等の繰入金などを計上して収支の均衡が図られております。

次に、議案第25号「平成27年度若狭町介護保険特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を18億5,639万4,000円とするもので、平成27年度においても、継続的支援、効果的・包括的な取り組みなどを積極的に推進し、地域の実情に合った質の高いサービスの提供に努めるとして、介護保険事業勘定に18億2,626万3,000円、介護サービス事業勘定に3,013万1,000円を計上しております。

議案第26号「平成27年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を1億5,619万4,000円とするものであります。歳出では、町内14カ所の簡易水道施設の維持管理費に6,463万1,000円を計上し、歳入では、使用料1億3,235万1,000円、一般会計繰入金1,752万7,000円などを計上して収支の均衡が図られております。

次に、議案第27号「平成27年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」では、歳入歳出予算の総額を212万5,000円とするものであり、農作業中の事故による傷害を対象に支払われる災害補償費に150万円を計上し、財源には賦課金等を充当するものであります。

議案第28号「平成27年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」では、歳入歳出予算の総額を3億9,764万4,000円とするものとし、歳出では、町内9カ所の処理施設の維持管理費に1億2,846万2,000円等を計上しています。これらの財源としては、使用料1億2,794万1,000円及び一般会計繰入金2億4,368万6,000円などを計上して収支の均衡を図るとしてあります。

次に、議案第29号「平成27年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を3,670万9,000円とし、歳出では、町内4カ所の処理施設の維持管理費に1,901万3,000円が計上されています。歳入では、使用料1,857万9,000円及び一般会計繰入金1,769万4,000円などを計上して収支の均衡を図っております。

議案第30号「平成27年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」であります。歳

入歳出予算の総額を5億4,631万1,000円とするもので、歳出では、町内4カ所の処理施設の維持管理費に1億1,315万8,000円等を計上しています。これらの財源としては、使用料1億2,480万1,000円及び一般会計繰入金3億9,039万8,000円などが計上されています。

次に、議案第31号「平成27年度若狭町営住宅等特別会計予算」ですが、歳入歳出予算の総額を1億1,679万3,000円とするものであります。歳出では、住宅管理費に8,962万8,000円、公債費に2,696万5,000円などを計上しています。これらの財源として、使用料9,019万9,000円、基金繰入金1,430万8,000円及び一般会計繰入金1,225万2,000円などを計上して収支の均衡が図られています。

議案第32号「平成27年度若狭町土地開発事業特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を1億4,341万5,000円とするものです。歳出では、天徳寺住宅団地造成費で8,525万円を計上し、歳入では、住宅用地造成事業債6,520万円のほか、一般会計繰入金、繰越金などで収支の均衡を図っています。

次に、議案第33号「平成27年度若狭町水道事業会計予算」は、収益的収入及び収益的支出の予定額をそれぞれ1億7,084万2,000円とし、資本的収入の予定額を3,482万9,000円、資本的支出の予定額を1億1,772万7,000円としております。

収益的収入及び支出では、給水施設の維持管理費や減価償却費などの費用を使用料などの収益で賄うとし、資本的収入及び支出では、資本的支出における配水設備改良費で配水管布設替工事費に3,580万5,000円を計上しているほか、配水施設拡張費として県営河内川ダムの建設費に係る負担金3,335万7,000円が計上されております。この財源には、国・県補助金2,779万6,000円及び一般会計出資金556万1,000円などを計上するとともに、資本的収入が資本的支出に不足する額は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

議案第34号「平成27年度若狭町工業用水道事業会計予算」では、収益的収入及び収益的支出の予定額をそれぞれ4,814万3,000円とし、資本的収入の予定額を2,257万2,000円、資本的支出の予定額を2,656万8,000円とするものであります。財源には、若狭中核工業団地で操業する企業7社に供給する給水収益の3,228万4,000円をはじめ県営河内川ダム建設に係る国・県からの補助金などが計上されています。

最後に、議案第35号「平成27年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計予算」で

ありますが、収益的収入の予定額を7億575万4,000円、収益的支出の予定額を7億3,092万6,000円、資本的収入の予定額を182万5,000円、資本的支出の予定額を5,376万1,000円とするもので、資本的収入が資本的支出に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金取崩、建設改良積立金取崩で補填することとしております。

それでは、以上の特別会計及び事業会計予算審査の過程における主な質疑を申し上げます。

介護保険特別会計関連では、

問、介護保険の値上げには反対であるが、住民に対してどのように説明をするのか。

答、5月の連休明けに地区ごとに座談会を開催して説明するほか、広報にも掲載するが、どうしようもないことなので、皆さんに御理解していただくしかないと考えている。

問、介護保険に関して国の制度に対する怒りがある。若狭町の要介護認定者は、65歳以上の対象者のうちの2割ぐらいで、残りの8割ぐらいの方は、掛け捨てであるという思いから、介護保険の値上げに関して不満を持っておられると思う。この8割ぐらいの方に対して、国保と連動して健康への祝い金などを出していくことが住み良い町になっていくのでは。

答、弱者救済という方向で国にあたっていかなければならないと感じている。

国民健康保険特別会計関連では、

問、介護納付金が前年度比較で2,000万円減っているが、年々減っていくのか。

答、平成24年度が1,603人、平成25年度では1,489人と減っている。2年前の納付金と当該年度は概算でお支払いするので、3カ年の計算をするとこのようになるが、原因は人が減ってきている状況にあり、今後も減るのかなと考える。

直営診療所特別会計関連では、

問、上中病院会計では、入院と外来の患者数をもとに予算組みをしているが、この予算書では患者数の資料がない。来年からは資料として取り入れることを考えてはどうか。

答、基本的には、平成25年度の決算の人数をベースに平成27年度の予算を組んでいる。来年度以降の資料の中で、見込みとしてできる数値などを提示するよう努力する。

問、一般会計繰入金の繰り入れ基準はあるのか。

答、運営が3年ほどしかたっていないので、安定的な経営が見込めず、基準を設けずに一般会計から繰り入れている。あと二、三年経つと安定的な数字が出てくると思うので、診療所ならではの基準はある程度のところで見込めると考えている。

簡易水道事業特別会計関連では、

問、毎年、収入と支出が同額であるが、基金は残っていないのか。

答、特別会計の性質上、歳入と歳出は同額提示しているが、余剰金が出た場合は、通常では補正予算で基金の積み立て対応をしている。

問、簡易水道の更新時期はいつ頃か。

答、整備した時期によって更新時期は異なるが、食見の施設が40年を経過しており一番古く、新しい施設では三方地区になるが、30年程度経過している。

問、いずれ更新時期が来るので、基金を積み立てておいてほしい。

答、わかりました。

農業集落排水処理事業特別会計関連では、

問、新規加入等工事負担金として575万円が計上されている。宅内配管は個人が負担すると思うが、ここで言う新規加入工事負担金とは何なのか。

答、宅内の公共枡までは個人であるが、定住促進の考え方から、本管から公共枡までは150万円を限度に町が費用を負担している。

町営住宅等特別会計関連では、

問、町が予算化しているあじさい団地改修工事計画に関して、平成19年6月11日付で取り交わしたCネットとの覚書、第5条に負担者がしっかり明記されているので、今回、町が負担することは理解できず、予算審議の段階ではないと考えるが。

答、覚書の謳い方がおかしいところがあると思う。また、覚書では「修繕」とあるが、今回の対象箇所は給排水という躯体部分であり、躯体部分は当然町が取り組むべきであると判断している。指定管理者との話し合いの中でも、居住者からは給排水の問題があがってきているということであった。覚書の履行については、大変申し訳ない、議員の御理解を得るしか方法がないので、よろしく願いをしたい。

意見、当時のことを理解されていない議員もいるので、当時のことを知る議員として経緯を説明する。もともとあじさい団地のような建物は雇用促進事業団が全国に持っていた。しかし、先行きの目途がなくなってきたことから、事業団では、これらの建物を売却し、事業から撤退している時期であった。そのような中で、当時の町長は、撤退による人口流出を避けるため、町が譲り受けたいとの提案がなされた。議会としては、このことに反対であったが、Cネットの説明では、譲り受けてもメリットがあるとのことで指定管理候補として名乗りを上げ、町に対して一切の費用負担はかけないし、全てCネットで賄うという話であった。Cネットとの関係は、10年間の指定管理契約とし、今後、耐震化の問題などで町に負担がかかってくることから、期間終了段階でCネットに建物の所有権を譲渡するが、土地は町所有とし、後の取り壊しはCネットが行うなど

の町との間の条件の上で雇用促進事業団から譲り受けることになった。

問、雇用・能力開発機構には譲渡代金を支払っている段階であるが、売買契約は完了しているので、建物の所有者は町である。登記上、町が所有者となっている以上、修繕費は町が修繕費を出すのが当然だと思う。しかし、購入費はCネットが雇用・能力開発機構から購入した額を町に支払っているように思える。誰が所有者で、誰が雇用・能力開発機構に支払うのか、そして、町の財政システムはどうなっているのか。

答、使用料は全て町の特別会計に収入計上しており、その中からCネットへ管理委託料として2,500万円支払っている。現在は町の管理で全て行っている。

問、覚書の第2条1項で「2億308万9,980円と延滞に伴う利息を10カ年に分割して甲の指定する期日までに納入する」とあるが、この覚書が法的にどうなのか。また、実際には、町所有の建物であるとすれば、Cネットが勝手に町の建物を直せることを謳った覚書は有効なのか。

答、今年、小浜市からの退去者の受け入れもあじさい団地、サン・コーポラスで行っており、今そこに住んでおられる入居者が大変困っておられることを考えると、この施設は町の管理責任で何とか対応しなければならない。覚書はあくまでも守らなければならないが、ある一定の事象が出た場合は、その部分を再度、当事者間で協議し、前に進まなければならないと考えている。

意見、覚書で過去の書類に不備や法的な問題があるならば、それは錯誤ということで整理、修正して工事に着手すべきと思う。

問、公の指定の条例では、年度が終われば、事業報告書を必ず提出しなければならないとされているが、提出されているのか。また、Cネットには内部留保金はないのか。

答、平成19年から25年までの事業収支報告書、指定管理者の事業報告書は提出されているが、平成25年度末時点で約2,000万円程度の内部留保があると思われる。

土地開発事業特別会計関連では、

問、塩漬けにした公共用地が至るところにあるが、有効利用の必要性を考えているのか。

答、旧上中交番は、平成27年度で売却すべく当初予算に計上している。公共用地については、有効利用すべきだが、売れるものは売ろうと計画している。

問、小原地区にある元保育所構想地、麻生野の配送センター構想地にはいまだに何も存在していないが、どうなっているのか。

答、小原の土地については、その活用について検討委員会を作りながら考えている。麻生野の土地については、当初から、高速インターに近いので、倉庫棟や会社誘致を考

えており、今もその方向で働きかけたいと検討している。

問、今、考えていると言われるが、天徳寺や上瀬の団地造成もさることながら、今ある土地をどのように活用していくのかということも考えなければいけない。

答、代表で上げられた2カ所の件、水面下で動いているので、報告できる機会に報告するので、時間をいただきたい。

上中病院事業会計関連では、

問、収益的収入及び支出が採算的には2,500万円の赤字となっているが、資金的には問題がないのか。

答、現金が不足するわけではなく、このままいけば現金が増える計算になっている。

問、一般会計繰入金9,700万円は、医業収益と医業外収益に分けているが、交付税の関係で分けているのか。

答、公益企業会計法の法律上の問題。公衆衛生に係る分は医療収益であり、収入支出の計算をして収入をもって不足する分を一般会計から繰り入れてもらうもので、それ以外が医業外収益となっている。

特別会計予算と企業会計予算に関する審議過程の質疑内容は以上ですが、平成27年度若狭町営住宅等特別会計予算において、次の討論が交わされました。

反対討論

○平成19年3月5日付の「雇用促進住宅の管理運営に係る指定管理者との確認事項」の5番目の建物の増改築、修繕の中の4番目で「補助事業等の費用は、町と協議し、その費用負担は賃借料で調整する」との明記で、当時の議員は判断を下したと思う。指定管理者には平成25年度でも5,500万円が入ってくるので、返済計画は立てられる。したがって、修繕費に関して、町が負担する必要はないと判断し、反対する。

賛成討論

○あじさい団地の居住者は、美浜町や小浜市の方がほとんどである。また、決して安い家賃ではない割には、梅雨時期のカビなど大変な思いをされている。したがって、早急に町が修繕すべきである。

○今回、問題とされている町と指定管理者との契約内容は、Cネット自体が指定管理者であり賃借人でもある。また、町が雇用・能力開発機構に対し、支払い途中であるにもかかわらず町の所有登記になっており、民間では考えられないことである。いずれにしても、覚書の第5条に明記されていることは、大規模修繕に係る内容は所有者で、小修繕に係る内容は指定管理者が行うことが大前提であると考え。今回のことは覚書自体がおかしいのであって、指定管理者が負担することは民間では考えられない。したが

って、町が修繕すべきである。

○当時の議論では、営利目的に対する疑問と、Cネットに代わる管理者の模索など、いろいろな意見が多い中、雇用促進事業団が撤退すれば入居者が出ていかなければならないということを考えると、営利目的ではなく定住を目的とするものだと判断したことを覚えている。覚書の内容もあるが、町長はよく英断されたと思う。

以上の討論の終了後、採決に際し、森下町長から次の内容の答弁がありました。

あじさい団地、サン・コーポラス瓜生は、平成29年3月31日をもって、町から指定管理者であるCネットに譲渡することを議員の皆様にご約束する。今議会の一般質問で答弁した4点について、再確認の意味で再度説明する。

1点目は、町が行うのは、今回の改修だけである。

2点目、跡地整備の資金を使うことから、今後の跡地整備は譲渡先で行い、費用を譲渡先で持つ。

3点目、譲渡後も住宅として使用することを譲渡条例にする。

4点目、譲渡物件は、転売を禁止する。

これらの条件につきましては、覚書に追加し、譲渡契約にも謳うので、理解を賜りたい。

この後、採決の結果、議案第31号「平成27年度若狭町営住宅等特別会計予算」は、委員の賛成多数をもって、可決すべきものと決しました。

また、議案第25号「平成27年度若狭町介護保険特別会計予算」は、討論はなく、採決の結果、委員の賛成多数をもって、可決すべきものと決しました。

以上の2議案を除く議案第22号から議案第24号及び議案第26号から議案第30号、議案第32号の特別会計予算9議案及び議案第33号から議案第35号の企業会計3議案の予算を審査した結果、討論はなく、委員の全員賛成をもって、可決すべきものと決しました。

以上、予算決算常任委員会の予算審査結果を報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（福谷 洋君）

各委員長のご報告が終わりました。

これより、各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第10号「若狭町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第10号「若狭町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(福谷 洋君)

起立全員です。したがって、議案第10号「若狭町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号「若狭町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第11号「若狭町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(福谷 洋君)

起立全員です。したがって、議案第11号「若狭町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整備等に関する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第12号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整備等に関する条例について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第12号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整備等に関する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号「若狭町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第13号「若狭町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第13号「若狭町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号「若狭町立保育所条例の一部改正について」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第14号「若狭町立保育所条例の一部

改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第14号「若狭町立保育所条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号「若狭町児童館条例の一部改正について」の討論を行います。
討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第15号「若狭町児童館条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第15号「若狭町児童館条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号「若狭町母子家庭等医療費の助成に関する条例及び若狭町父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第16号「若狭町母子家庭等医療費の助成に関する条例及び若狭町父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第16号「若狭町母子家庭等医療費の助成に関する条例及び若狭町父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号「若狭町介護保険条例の一部改正について」の討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第17号「若狭町介護保険条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立多数]

○議長(福谷 洋君)

起立多数です。したがって、議案第17号「若狭町介護保険条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号「若狭町まちづくり計画の変更について」の討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第18号「若狭町まちづくり計画の変更について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(福谷 洋君)

起立全員です。したがって、議案第18号「若狭町まちづくり計画の変更について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号「小浜市と若狭町との廃棄物(可燃物)の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第19号「小浜市と若狭町との廃棄物

(可燃物)の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長(福谷 洋君)

起立全員です。したがって、議案第19号「小浜市と若狭町との廃棄物(可燃物)の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号「小浜市と若狭町との廃棄物(し尿)の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第20号「小浜市と若狭町との廃棄物(し尿)の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長(福谷 洋君)

起立全員です。したがって、議案第20号「小浜市と若狭町との廃棄物(し尿)の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号「平成27年度一般会計予算」の討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。7番、北原武道君。

○7番(北原武道君)

議案第21号「平成27年度若狭町一般会計予算」について反対の討論を行います。

予算書52ページ、嶺南地域鉄道建設整備積立金負担金5,010万円の支出があります。これは琵琶湖若狭湾快速鉄道積立金の本町負担分です。

私は、快速鉄道はできるにこしたことはないという風に思っておりますが、しかし、一向に実現に向かって進まないのは、それなりに社会的背景があると思います。自治体が積立金さえ積み上げれば実現するというものではありません。初期費用としては、積み立ては既に十分な額に達しています。私は、これ以上の積み立ては不要不急、一旦ス

トップすべきだと思います。この5,010万円は、町民生活に今もっと必要とされることに使うべきです。

予算書63ページの一般社会福祉事業の中に奉賛会等補助金30万6,000円の支出があります。奉賛会等となっていますが、実は若狭町英霊奉賛会を意味しています。つまり、この支出は若狭町英霊奉賛会に対する補助金です。若狭町英霊奉賛会というのは、町民から英霊顕彰奉賛志金という特定の宗教活動に使われるおそれのある募金を行うための町行政のダミー組織です。組織の改善が図られていますが、現時点ではそう言わざるを得ません。この組織に補助金を支出するのは不適切です。

予算書141ページに、歴史上の人的文化遺産顕彰事業46万円の支出があります。これもわかりにくいネーミングになっていますが、端的に言えば、佐久間艇長遺徳顕彰式典への資金です。歴史上の誰を偉人と考えるかは個人の内心の問題です。町行政が特定の人物を偉人と決めつけ、その価値観を全町民に押しつける。つまり、町民の税金と町職員を使って、特定の人物の顕彰行事を町行政が主催する、このことは、憲法19条、内心の自由を侵すものです。本件支出は憲法違反です。

以上の理由により、本議案に反対をいたします。ありがとうございました。

○議長（福谷 洋君）

賛成者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第21号「平成27年度若狭町一般会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（福谷 洋君）

起立多数です。したがって、議案第21号「平成27年度若狭町一般会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号「平成27年度若狭町国民健康保険特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第22号「平成27年度若狭町国民健康保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第22号「平成27年度若狭町国民健康保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号「平成27年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第23号「平成27年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第23号「平成27年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号「平成27年度若狭町直営診療所特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第24号「平成27年度若狭町直営診療所特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願いま

す。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第24号「平成27年度若狭町直営診療所特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号「平成27年度若狭町介護保険特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第25号「平成27年度若狭町介護保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第25号「平成27年度若狭町介護保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号「平成27年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第26号「平成27年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第26号「平成27年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号「平成27年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」の

討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第27号「平成27年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(福谷 洋君)

起立全員です。したがって、議案第27号「平成27年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号「平成27年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第28号「平成27年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(福谷 洋君)

起立全員です。したがって、議案第28号「平成27年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号「平成27年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第29号「平成27年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第29号「平成27年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号「平成27年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第30号「平成27年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第30号「平成27年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号「平成27年度若狭町営住宅等特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

14番、小堀信昭君。

○14番（小堀信昭君）

議案第31号「平成27年度若狭町営住宅等特別会計予算」に対する反対討論をいたします。

あじさい団地は、建築後31年が経過し、入居者の住環境に不便をかけているとの報告があり、給排水管を全面的に改修し、住環境を良くすることには反対しません。また、指定管理者は、入居者の住環境を過ごしやすくする役目もあります。問題は、改修費用

の組み立てであります。昨年11月の全員協議会で町から説明を受けた資料、集合住宅委託管理費には、内部留保の金額が提示されておりました。その後、先ほどの予算決算常任委員長の報告にもありましたように、予算決算常任委員会で同僚議員の内部留保はとの質問に、口頭で2,000万円あると担当課が発言しておりましたので、私が担当課に内部留保の資料を要求し、集合住宅管理業務収支報告実績を確認。これには、平成19年度マイナス10万8,000円、20年度644万3,000円、21年度242万3,000円、22年度マイナス27万7,000円、23年度501万1,000円、24年度332万5,000円、25年度736万1,000円、計2,417万7,000円の内部留保が記載されております。

このように内部留保があり、毎年、指定管理者との間で、収支予算、また決算の報告を受けておきながら、約2,000万円の内部留保を問われるまで報告をせず、修繕基金を取り崩して予算編成するのが納得できません。指定管理者に対し、内部留保を使い、修繕を指示し、今後、収入である住宅使用料が毎年約5,500万円入るはずですので、その使用料をもって、修繕費を捻出されるように主張されるべきであります。

このように、議案に対して、きちんとした説明資料をつけずに基金を使うことに反対をいたします。

我々地方議会の役割と仕組みでは、二元代表制の首長と議会は独立対等な関係であります。執行機関と議決機関としても対等であり、生活に関わる行政を住民の立場から監視、チェックする役割を担っております。本席におられる同僚議員の皆様、本案に対して反対され、議員としての教示をもって、御賛同いただくことをお願い申し上げます。議案第31号に対する反対討論といたします。

○議長（福谷 洋君）

賛成の討論はありませんか。6番、原田進男君。

○6番（原田進男君）

私は、あじさい団地修繕の必要性を訴えて、賛成の討論を行います。

今回、上程されている「平成27年度若狭町営住宅等特別会計予算」に賛成するものでございます。

当初予算中の町営住宅管理費におけるあじさい団地の屋内給排水管工事改修については必要なものと考えます。

当団地は、雇用促進事業団が住宅施設として運用が始まった旧上中町の町の花、あじさいから、あじさい団地と名称をつけられ、旧町最初の大規模な集合住宅として広く親しまれ、入居が進みました。旧上中町の流入人口の増加に大きく寄与しており、若狭町

となった現在でも効果は続いているものであります。

この住宅は、昭和57年に整備が終了し、翌昭和58年に入居が開始され、運用が始まりました。今回、継続事業として予算化されております屋外給排水設備については、整備の運用以来、長い年月の経過に伴い、老朽化が著しく、急速な改修が必要であります。この給排水施設につきまして、当施設の集合住宅としての機能を保持するための付帯施設であると考えます。また、現在、当施設は、指定管理者に委託している公有施設であり、このような大規模な施設の事態の機能に関わる改修は早急に所有者である町が行うべきと考えます。現在入居されている方、また、今後入居される方々のことを思いますと、現在の施設のインフラとして早急な改修設備が必要となります。このあじさい団地は、立地いたします三宅地区にとりまして重要な自治組織であり、地区人材の居住場所でもあります。長い年月にわたり、あじさい団地は、三宅地区の構成員として、地域になじみ、地域の力の一助となっております。その居住地としての整備は必要なものと考えます。よって、今回の提案、「平成27年度若狭町営住宅等特別会計予算」については、町民にとり必要なものと考え、賛成をいたします。

○議長（福谷 洋君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第31号「平成27年度若狭町営住宅等特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（福谷 洋君）

起立多数です。したがって、議案第31号「平成27年度若狭町営住宅等特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号「平成27年度若狭町土地開発事業特別会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第32号「平成27年度若狭町土地開発事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第32号「平成27年度若狭町土地開発事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号「平成27年度若狭町水道事業会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第33号「平成27年度若狭町水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第33号「平成27年度若狭町水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号「平成27年度若狭町工業用水道事業会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第34号「平成27年度若狭町工業用水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第34号「平成27年度若狭町工業用水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号「平成27年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計予算」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第35号「平成27年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(福谷 洋君)

起立全員です。したがって、議案第35号「平成27年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号「岬保育所の指定管理者の指定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第36号「岬保育所の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(福谷 洋君)

起立全員です。したがって、議案第36号「岬保育所の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号「若狭町若狭テクノパークの指定管理者の指定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第37号「若狭町若狭テクノパークの指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第37号「若狭町若狭テクノパークの指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号「字の区域の変更について」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第38号「字の区域の変更について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第38号「字の区域の変更について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号「町道路線の認定について」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第39号「町道路線の認定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第39号「町道路線の認定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号「町道路線の変更について」の討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。
これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第40号「町道路線の変更について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(福谷 洋君)

起立全員です。したがって、議案第40号「町道路線の変更について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号「町道路線の廃止について」の討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。
これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第41号「町道路線の廃止について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(福谷 洋君)

起立全員です。したがって、議案第41号「町道路線の廃止について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号「財産の処分について」の討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。
これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第42号「財産の処分について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第42号「財産の処分について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号「米価対策に関して政府に意見書提出を求める請願」の討論を行います。

本案に対する委員長報告は不採択でありますので、まず、原案に賛成者の発言を許します。7番、北原武道君。

○7番（北原武道君）

本請願の総務産業建設常任委員長報告は不採択とすべきであります。私は、採択すべきものと考えます。

米の価格は低下し続けていますが、特に2014年度産米は大幅に下落し、40年以上前の水準になってしまいました。米農家は、経営を続けることが困難になっていきます。

本請願は、1、過剰米を市場隔離するなど、米穀の需給調整に乗り出し、米価の回復を図ること、2、米直接支払交付金の半減及び米価変動補てん金の廃止を撤回し、農家の経営を安定させること、以上を求める意見書を政府に提出してほしいというものです。

本町農業者の願いを真っすぐに政府に届けてほしいという請願であると思います。

私は、本請願は、採択すべきものと考えます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（福谷 洋君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、請願第1号「米価対策に関して政府に意見書提出を求める請願」を採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。請願第1号「米価対策に関して政府に意見書提出を求める請願」を採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（福谷 洋君）

起立少数です。したがって、請願第1号「米価対策に関して政府に意見書提出を求める請願」は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第2号「T P P交渉に関する請願」の討論を行います。

本案に対する委員長報告は不採択でありますので、まず、原案に賛成者の発言を許します。7番、北原武道君。

○7番（北原武道君）

本請願の総務産業建設常任委員長報告は不採択とすべきであります。私は、採択すべきものと考えます。

本請願は、T P P交渉に関する国会決議を遵守し、守れない場合は交渉から撤退すること、以上の意見書を政府に提出してほしいというものです。

国会決議というのは、衆参両議院の農林水産委員会の決議のことで、米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、砂糖をT P Pの除外対象、いわゆる聖域とし、聖域が確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないというものです。国会は、国権の最高機関です。国会で決めたことを実行するのが政府です。政府が国会決議を守らなければならないのは当然のことです。T P P交渉は詰めの段階に入っていますが、マスコミでは、聖域に関する日本の情報が報道されています。

このような中で、全国農業協同組合中央会は、去る3月20日、T P P交渉に関する行政報告会を開催し、農作物の重要5品目の聖域を確保するという国会決議を遵守するよう政府に求める特別決議を採択しました。この会合では、今や即時脱退あるのみという意見が出されたり、国会決議実現の意見書を出すよう地方議会に働きかける運動が呼びかけられたりしています。

T P Pによる地方経済へのマイナス影響は、第1位、富山県、第2位、福井県、第3位、北海道という試算もあります。本請願は、福井県農民運動連合会若狭支部から提出されたものですが、本町の農業者は言うに及ばず、全国の農民、国民の声を代弁するものであります。

私は、本請願、採択すべきものと考えます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（福谷 洋君）

次に、原案に反対者の発言を許します。15番、小林和弘君。

○15番（小林和弘君）

請願提出要請に対する反対討論を行います。

農産品 5 品目の関税撤廃が除外できない場合は、交渉から撤退せよとの請願でありますけれども、日本は、北朝鮮などの独裁国家と違い、世界各国と協調しながら、国益を求めつつ、共存しているわけで、TPP から撤退することは、決して国益になるとは思われません。交渉事というものは、相手と話し合うため、こうだと決めてもそのとおりにいかないのが一般的で、今現在、行われている春闘でも、例えば、5,000 円のベースアップで一銭も下げないと労働組合で決め、その後の交渉で3,000 円で妥結したとしても、そのことを理由にストライキ等を行われません。ましてや、TPP は、外交交渉でありますので、相手国にフェイントをかけることも必要で、交渉前に、相手国に対し、日本国内のコンセンサスを得るためには、5 品目に対しては絶対死守する、これが守らなければ、日本は交渉から撤退すると、メディア等が騒ぎ立てれば、相手国も 5 品目に対し一目置くはずであります。このことをバックに交渉すれば、それに近い線で決着しやすいであろうと思われれます。外交交渉は秘密裏に進められるもので、最低条件を国民に開示することはあり得ません。不幸にも不利な条件で妥結せざるを得なかったものについては、当分の間、国がそれを面倒を見、近い将来、他国に負けないような方策、競争力をつけさせる、このように経済の活性化を目指すことが我が国の発展につながるはずであります。JA がこのような判断から交渉の成り行きを見守っているのに、なぜこの農民運動連合会という団体は、国内を混乱さすような行動しかしないのか、理解できません。

このような理由で、TPP については、ベストな交渉を政府にお願いすることとし、今回の請願には、不採択の意思を表明いたします。

以上です。

○議長（福谷 洋君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、請願第 2 号「TPP 交渉に関する請願」を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。請願第 2 号「TPP 交渉に関する請願」を採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（福谷 洋君）

起立少数です。したがって、請願第 2 号「TPP 交渉に関する請願」は不採択とする

ことに決定しました。

次に、請願第3号「「避難計画の実効性が確保されるまで原発の再稼働をおこなわないこと」の意見書を政府に対して提出することを求める請願」の討論を行います。

本案に対する委員長報告は不採択でありますので、まず、原案に賛成者の発言を許します。7番、北原武道君。

○7番（北原武道君）

本請願の総務産業建設常任委員長報告は不採択とすべきであります。私は、採択すべきものと考えます。

本請願は、「避難計画の実効性が確保されるまで原発の再稼働をおこなわないこと」、その意見書を政府に提出してほしいというものであります。

原発のいわゆる安全神話が蔓延している中で、福島第一原発の事故が起きました。避難計画は全く役に立たず、住民はテレビで状況を知り、無我夢中で避難しました。ほとんどの子供たちは、ヨウ素剤を服用しておらず、今、甲状腺がんの発生が増えつつあります。

福島の事故後、原子力安全・保安院は原子力規制庁に、安全基準は規制基準に変わりました。しかし、避難が規制の対象になっていない、つまり、避難できようができまいが原発の運転にはお構いなしという点では、福島以前と何も変わっていません。規制基準は安全基準ではありません。規制基準をクリアしたからといって、絶対に事故が起こらないことを保障するものではありません。安全神話と決別する、福島の教訓を生かすというなら、たとえ安全基準を規制基準をクリアした原発であっても、避難計画の実効性が確保されていないのなら、再稼働は認めない、これが政府のとるべき方針であると思います。

私は、本請願、採択すべきものと考えます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（福谷 洋君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、請願第3号「「避難計画の実効性が確保されるまで原発の再稼働をおこなわないこと」の意見書を政府に対して提出することを求める請願」を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。請願第3号「「避難計画の実効性が確保されるまで原発の再稼働をおこなわないこと」の意見書を政府に対して提出することを求める請願」を採択することに賛成の諸君は起立願います。

[起立少数]

○議長（福谷 洋君）

起立少数です。したがって、請願第3号「「避難計画の実効性が確保されるまで原発の再稼働をおこなわないこと」の意見書を政府に対して提出することを求める請願」は、不採択とすることに決定しました。

～日程第38 発委第1号～

○議長（福谷 洋君）

次に、日程第38、発委第1号「若狭町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。議会運営委員長、松本孝雄君。

○議会運営委員会委員長（松本孝雄君）

発委第1号「若狭町議会委員会条例の一部を改正する条例について」の趣旨説明を申し上げます。

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」と併せ、地方自治法第121条（長及び委員長等の出席義務）が改正されたこと及び若狭町議会議員が1名欠員となったことにより、常任委員会委員の定数を改正する必要が生じたので、この案を提出させていただくものであります。

以上、誠に簡単であります。提案趣旨の御理解を賜り、決議のほどをよろしくお願い申し上げます。

提出者、議会運営委員長 松本 孝雄

○議長（福谷 洋君）

以上で提出者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発委第1号「若狭町議会委員会条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(福谷 洋君)

起立全員です。したがって、発委第1号「若狭町議会委員会条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

～日程第39 発委第2号～

○議長(福谷 洋君)

次に、日程第39、発委第2号「介護保険制度の安定化を求める意見書について」を議題とします。

意見書については、お手元に配付のとおりです。

本案について、提出者から趣旨説明を行います。教育厚生常任委員長、辻岡正和君。

○教育厚生常任委員会委員長(辻岡正和君)

発委第2号「介護保険制度の安定化を求める意見書の提出について」の趣旨説明を申し上げます。

我が国の少子高齢化は急速に進行し、介護や介助を必要とする高齢者が増加し続けており、本町においても、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年には、現在より約15%の人口が減少し、高齢化率は35%に達する予測がされている中、平成27年度からの第6期介護保険料は、要介護認定者数の増加や介護ビジネス事業者の参入などにより、介護給付費が増加し、大幅に引き上げられようとしている。

よって、国に、地方創生の観点からも、介護保険制度の長期にわたる安定的な運営を確保するため、国の公費財源の投入割合を高めること等を求める意見書を関係機関に提出するものであります。

以上、簡単ではありますが、提案の趣旨に御理解を賜り、決議のほどをよろしく願い申し上げます。

提出者、教育厚生常任委員長 辻岡正和

○議長(福谷 洋君)

以上で提出者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発委第2号「介護保険制度の安定化を求める意見書について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(福谷 洋君)

起立全員です。したがって、発委第2号「介護保険制度の安定化を求める意見書について」は、原案のとおり可決されました。

～日程第40 発議第1号～

○議長(福谷 洋君)

次に、日程第40、発議第1号「舞鶴若狭自動車道の4車線化に関する意見書について」を議題とします。

意見書案については、お手元に配付のとおりです。

本案について、提出者から趣旨説明を求めます。13番、大塚季由君。

○13番(大塚季由君)

発議第1号「舞鶴若狭自動車道の4車線化に関する意見書について」、提案の趣旨説明を申し上げます。

舞鶴若狭自動車道の全線開通により、近畿圏、中部圏、北陸圏の相互の人的交流や経済交流の拡大など、大きな効果が期待されております。

また、東海・東南海地震等の大規模災害時の避難道路や輸送道路として、あるいは原子力発電所における事故発生時の災害制圧道路としても機能強化につながり、大きな効果が期待されます。

しかしながら、現在の2車線のままでは十分にその機能を発揮することは困難と思われることから、議会として、地域住民の安心・安全の確立、地域連携の強化、防災機能の強化などの観点から、舞鶴若狭自動車道の早期全線4車線化を強く望むものであります。

趣旨を御理解の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げまして、提案趣旨の説明といたします。ありがとうございました。

○議長（福谷 洋君）

以上で提出者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発議第1号「舞鶴若狭自動車道の4車線化に関する意見書について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、発議第1号「舞鶴若狭自動車道の4車線化に関する意見書について」は、原案のとおり可決されました。

～日程第41 諮問第1号及び日程第42 諮問第2号～

○議長（福谷 洋君）

次に、日程第41、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」及び日程第42、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

ただいま一括上程されました諮問第1号及び諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、提案理由の説明を申し上げます。

まず、諮問第1号は、現在御就任をいただいております人権擁護委員の久保やす代氏の任期が平成27年6月30日をもって満了となります。つきましては、引き続き久保やす代氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見を願います。

次に、諮問第2号は、現在、御就任をいただいております人権擁護委員の岡本嘉樹氏の任期が平成27年6月30日をもって満了となります。つきましては、新たに竹内傳太夫氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見を願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（福谷 洋君）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

（午後 2時57分 休憩）

（午後 2時59分 再開）

○議長（福谷 洋君）

再開いたします。

諮問第1号についてお諮りします。

本件は、お手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定しました。

次に、諮問第2号についてお諮りします。

本件は、お手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

質疑なしと認めます。したがって諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定しました。

～日程第43 議員の派遣について～

○議長（福谷 洋君）

次に、日程第43、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおりそれぞれの議員を派遣するものといたします。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

異議なしと認めます。よって、若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これをもちまして、平成27年第1回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、3月4日に開会以来、本日まで21日間にわたり、提案されました若狭町の平成26年度一般会計をはじめとする各会計の補正予算並びに平成27年度の会計予算、条例の制定や改正など、重要議案について終始熱心に審議をいただき、本日ここに、その全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。

平成26年度は、若狭さとうみハイウェイの全線開通をはじめ、合併10周年としての各種行事も盛会裏のうちに終えることができました。平成27年度からは、地方創生に向けた法案が制定されたことに伴い、地方自治体の責任において、地域の実情に応じた地域からの成長戦略を策定して、人口減少や少子化対策等を講じていかなければならないところであります。

合併10周年を契機として、若狭町の更なる発展を期するためには、今定例会において可決されました諸議案の執行にあたりましては、適切かつ効果的な執行により、住民福祉の向上につながることを強く願うものであります。

終わりに、今会期中に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚く御礼申し上げ、閉会の言葉とします。ありがとうございました。

町長より、閉会の挨拶があります。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月4日の開会以来、本日まで21日間にわたり、平成26年度一般会計をはじめとする各会計の補正予算並びに平成27年度の各会計予算、条例の制定や改正など、数多くの重要案件につきまして御審議を賜りました。

その間、議員の皆様方には、提案させていただきました案件に対し、本会議並びに各常任委員会において御熱心に御審議をしていただき、それぞれ適切な御決議を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会におきまして、議員の皆様方からいただきました御意見、御指導につきましては、今後の町政運営に十分留意してまいりたいと考えております。

さて、先日の21日でございますが、待望の道の駅「三方五湖」がオープンいたしました。テナント市やふるまいなど、多くの人にお越しをいただきまして、大変にぎやかにそれぞれオープニングを飾っていただきました。

御存知のように、この道の駅は三方五湖のすばらしい景観の中にございます。若狭町の情報発信の核として今後は期待しているところであります。道の駅の構内での特産品の販売や各種情報、そして、何よりも風光明媚な三方五湖のほitoriであることを生かしながら、今後、魅力ある観光地として、私ども頑張ってまいる所存でございます。さらに、交流人口の増加なども目指してまいりたいと思っております。

また、政府は、人口減少、超高齢化社会に対応する将来の方向提示によりまして、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を策定いたしました。これに伴いまして、地方でも地方版総合戦略を策定することとなっており、当町でも取り組んでまいります。

これは、各集落、地区においての人口減少対策や集落運営を踏まえた集落計画、また、庁内にもプロジェクトチームを作り、それぞれ町民の皆さんの御意見、職員の意見、これらを一体として地方版総合戦略を策定いたしたいと考えておりますので、議員の皆様にも更なる御支援を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

さて、春がもうそこまで来ております。4月4日、5日は、三方五湖に春の到来する三方五湖の春まつりが開催されます。式典では、山の神事、これはレインボーラインで開かれます。海の神事として、観光船レーククルーズ上でそれぞれ催し物が開かれます。それぞれ春の待ち遠しい中で、このような春まつりをスタートを切らせていただきますので、今後とも皆様方の更なる御支援を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

結びになりますが、今後の若狭町の更なる発展と皆様方の御健勝とますますの御活躍をお祈りを申し上げまして、閉会にあたりましての御挨拶といたします。本当にありがとうございました。

(午後 3時07分 閉会)

上記会議の経過は、事務局長が記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員